

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件三件 七四
- 地籍調査の成果について認証した件 七四
- 地籍調査に関する事業計画を定めた件の一部を改正する件 七五
- 道路の区域を変更する件四件 七五
- 道路の供用を開始する件二件 七六
- 落札者を決定した件二件 七六
- 産業廃棄物処理施設等設置等事業計画書の提出があったので公告する件 七七
- 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 七七
- 公共測量の実施の終了について通知があった件 七七
- 随意契約の相手方を決定した件 七七
- 宅地建物取引業法により業務の停止処分をした件 七六
- 一般競争入札を行う件二件 七六
- 正 誤 七六
- 平成十九年十月二十六日付け定例第九百二十二号中 七〇

告 示

福島県告示第七百三十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成十九年十一月二日から同年十二月三日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年十一月二日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
蓬萊ショッピングセンター 福島市蓬萊町二丁目十九番一ほか

- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第七百三十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成十九年十一月二日から同年十二月三日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年十一月二日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ハンドラッグ信陵店 福島市笹谷字出水頭一番地の七ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第七百三十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成十九年十一月二日から同年十二月三日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び郡山市商工労働部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年十一月二日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
サンキ郡山店 郡山市大槻町字前畑十六番地ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第七百三十七号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、西白河郡西郷村の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成十九年十一月二日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 調査を行った者の名称
西郷村

二 成果の名称

西白河郡西郷村大字真船の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿
(農村整備領域農地管理グループ)

福島県告示第七百三十八号

地籍調査に関する事業計画を定めた件(平成十九年福島県告示第三百十三号)の一部を次のように改正する。

平成十九年十一月二日

福島県知事 佐藤 雄平

表白河市の項中「南登り町」を「南登り町 立石山」に改める。

(農村整備領域農地管理グループ)

福島県告示第七百三十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県北建設事務所で平成十九年十一月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成十九年十一月二日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前変更後の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
一般国道 三四九号	伊達市保原町字舟橋一 九〇番一地从先から 同 市保原町字舟橋四 五番一地从先まで	一四・〇	一四・〇	一四・〇	二三四・一
		一五・〇	二〇・五		

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第七百四十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県中建設事務所で平成十九年十一月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成十九年十一月二日

福島県知事 佐藤 雄平

変更前変更後の別
(メートル)
敷地の幅員
(メートル)
延 長

路線名	区 間	変更前変更後の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
県道谷田 川三春線	郡山市田村町上道渡字 仲田一二三番地先から 同 市田村町上道渡字 宮ノ前五四番一地从先 まで	四・二	四・二	四・二	一九一・〇
		一一・〇	三七・〇		

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第七百四十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県南建設事務所で平成十九年十一月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成十九年十一月二日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前変更後の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
県道増見 小田倉線	西白河郡西郷村大字熊 倉字火打山一〇一番地 先から 同 郡同 村大字熊 倉字大金堀二六番一 地 先まで	七・〇	七・〇	七・〇	五五八・〇
		一九・〇	一一・五		

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第七百四十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県南建設事務所で平成十九年十一月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成十九年十一月二日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道増見 小田倉線	西白河郡西郷村大字熊倉字火打山一〇一番地 先から	変更前	一一・五〇 三三・〇	五五八・〇
	同 郡同 村大字熊倉字大金堀二六番一地 先まで	変更後	一一・五〇 三三・〇	五五八・〇

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第七百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県県南建設事務所で平成十九年十一月二日から二週間一般の縦覧に供する。
平成十九年十一月二日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道増見小田倉線	西白河郡西郷村大字熊倉字関根五〇番地先から	平成一九年 一一月二日
	同 郡同 村大字熊倉字大金堀二六番一地 先まで	平成一九年 一一月二日

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第七百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県いわき建設事務所で平成十九年十一月二日から二週間一般の縦覧に供する。
平成十九年十一月二日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日

一般国道二八九号	いわき市田人町荷路夫字風越国有林三三三三林班い三小班地先から 同 市田人町荷路夫字根室五〇番四六地先まで	平成一九年 一一月二日
----------	---------------------------------------------------------	----------------

(道路領域道路企画グループ)

公 告

公告第608号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県次期グループウェアシステムの構築業務委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の3第1項の規定により公告する。
平成19年11月2日

福島県知事 佐藤雄平

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
福島県次期グループウェアシステムの構築業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当するグループの名称及び所在地
福島県企画調整部企画調整総務領域総務企画グループ 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成19年10月4日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士通株式会社福島支店 福島市栄町6番6号
- 5 落札金額
184,800,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
総合評価一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成19年5月18日

(情報統計領域電子社会推進グループ)

公告第609号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務

規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。
平成19年11月2日

福島県知事 佐藤 雄平

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
Na Iモノタリソグボスト 5式
- 2 契約に関する事務を担当するグループの名称及び所在地
福島県出納局総務管理グループ 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成19年9月18日
- 4 落札者の氏名及び住所
東芝電力放射線テクノサービス株式会社 神奈川県横浜市磯子区新杉田町8番地
- 5 落札金額
19,740,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成19年8月7日

(出納局総務管理グループ)

公告第六十号

福島県産業廃棄物処理指導要綱（平成二年福島県告示第三百三十八号）第八条第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設等設置等事業計画書の提出があったので、同条第五項の規定により、次のとおり公告する。
平成十九年十一月二日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 設置等予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
株式会社サンショー 代表取締役 松永 光栄
- 二 産業廃棄物処理施設等の設置等予定地区
福島県白河市東工業団地字北地内
- 三 産業廃棄物処理施設等の種類
廃プラスチック類の破碎施設
- 四 産業廃棄物処理施設等の処理能力
五五・四五トン毎日（一四時間）

(環境保全領域産業廃棄物対策グループ)

公告第六百一十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

平成十九年十一月二日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称
安積疏水土地改良区
就任した役員
役別 氏名 住所
理事 岡部 新次 須賀川市仁井田字館内八五番地

(農村整備領域農村計画グループ)

公告第六百一十二号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条で準用する同法第十四条第二項の規定により、公共測量の実施の終了について、平成十九年十月十六日付けで国土交通大臣から次のとおり通知があった。
平成十九年十一月二日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 測量地域 福島市、会津若松市、郡山市、いわき市及び白河市
- 二 測量開始期日 平成十七年七月一日
- 三 測量終了期日 平成十八年三月三十一日
- 四 作業の種類 公共測量（街区基準点測量及び街区点測量）

- 一 測量地域 福島市、会津若松市、郡山市、いわき市及び伊達市
- 二 測量開始期日 平成十八年五月一日
- 三 測量終了期日 平成十九年三月三十日
- 四 作業の種類 公共測量（街区基準点測量及び街区点測量）
(土木総務領域総務予算グループ)

公告第六一三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県河川流域総合情報システム機器の賃貸借について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。
平成19年11月2日

福島県知事 佐藤 雄平

- 1 随意契約に係る借入物品の名称及び数量 一式（据付け、調整、機器保守等一式）
福島県河川流域総合情報システム機器
- 2 契約に関する事務を担当するグループの名称及び所在地 福島県土木部土木総務領域総務予算グループ 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日

平成19年 9月26日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通り一ノ株式会社東北支店 宮城県仙台市青葉区一番町二丁目3番22号

5 随意契約に係る契約金額

445,158,000円

6 特例政令第6条の公告を行った日

平成19年 8月17日

7 随意契約とすることとした理由

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号該当

(土木総務領域総務予算グループ)

公告第六百十四号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十五条第二項の規定により、次のとおり業務の停止処分をした。

平成十九年十一月二日

福島県知事 佐藤 雄平

一 被処分者 大阪屋商事株式会社

所在地 福島市新浜町三番二号

免許番号 福島県知事(八)一〇一〇四号

二 処分の種類及び期間

平成十九年十一月五日から同年十二月四日までの一ヶ月間の業務の全部の停止

三 処分理由

宅地建物取引業法第六十五条第二項に該当するため

(建築領域建築指導グループ)

公告第六百十五号

登記事務業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第16号。以下「施行令」という。)第六百六十七条の六第一項及び福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。)第二百四十六条第一項の規定により公告する。

平成十九年十一月二日

福島県いわき建設事務所長 阿部 悦雄

一 入札に付する事項

1 件名及び数量 登記事務業務委託 一式

2 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成十九年十一月二十二日から平成二十年二月二十九日まで

4 履行場所 いわき市内郷宮町平太郎地内

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必

要な資格の確認を受けた者であること。

1 施行令第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 次のアからウまでに掲げるいずれかの条件を満たす者であること。

ア 土地家屋調査士にあつては、福島県土地家屋調査士会の会員であること。

イ 土地家屋調査士法人にあつては、福島県土地家屋調査士会の会員であること。

ウ 社団法人公共嘱託登記土地家屋調査士協会にあつては、社団法人福島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会であること。

3 平成十七年度及び平成十八年度において、それぞれ調査及び測量を伴う登記業務の実績が十件以上ある者であること。

4 補助者がいる者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の2から4までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の申請をすること。

なお、提出期間内に当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられない場合がある。

1 提出期間 平成十九年十一月二日(金)から同月十二日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前九時から午後五時まで

2 提出場所 郵便番号九七〇一八〇二六
福島県いわき市平字梅本十五番地

福島県いわき建設事務所総務部総務グループ
電話番号〇二四六二四一六一〇七

3 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便のいずれかの方法によるものとし、平成十九年十一月十二日(月)午後五時まで必着とする。

四 契約条項等を示す場所等

1 契約条項等を示す場所、入札説明書の閲覧場所及び問い合わせ先 福島県いわき建設事務所総務部総務グループ(福島県いわき市平字梅本十五番地)

2 入札及び開札の日時 平成十九年十一月二十一日(水)午後一時

3 入札及び開札の場所 福島県いわき合同庁舎南分庁舎三階大会議室(福島県いわき市平字梅本十五番地)

4 その他 郵便による入札は、不可とする。

五 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項第一号及び第二号に該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を免除する。

2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する。

六 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県いわき建設事務所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

七 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

八 その他

一 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

三 契約書作成の要否 要

四 その他 詳細は、入札説明書による。

(いわき建設事務所総務部)

公告第六百十六号

登記事務業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。)第六百六十七条の六第一項及び福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。)第二百四十六条第一項の規定により公告する。
平成十九年十一月二日

福島県いわき建設事務所長 阿部 悦雄

一 入札に付する事項

一 件名及び数量 登記事務業務委託 一式

二 業務の様式等 入札説明書及び仕様書による。

三 履行期間 平成十九年十一月二十二日から平成二十年三月十一日まで

四 履行場所 いわき市遠野町入遠野字白鳥地内

二 入札に参加する者に必要な資格に關する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

一 施行令第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

二 次のアからウまでに掲げるいずれかの条件を満たす者であること。

ア 土地家屋調査士にあつては、福島県土地家屋調査士会の会員であること。

イ 土地家屋調査士法人にあつては、福島県土地家屋調査士会の会員であること。

ウ 社団法人公共嘱託登記土地家屋調査士協会にあつては、社団法人福島県公共嘱

託登記土地家屋調査士協会であること。

三 平成十七年度及び平成十八年度において、それぞれ調査及び測量を伴う登記業務の実績が十件以上ある者であること。

四 補助者がいる者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の2から4までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の申請をすること。

なお、提出期間内に当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられない場合がある。

一 提出期間 平成十九年十一月二日(金)から同月十二日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

の午前九時から午後五時まで

二 提出場所 郵便番号九七〇一八〇二六

福島県いわき市平字梅本十五番地

福島県いわき建設事務所総務部総務グループ

電話番号〇二四六―二四一六一〇七

三 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便のいずれかの方法によるものとし、平成十九年十一月十二日(月)午後五時まで必着とする。

四 契約条項等を示す場所等

一 契約条項等を示す場所、入札説明書の閲覧場所及び問い合わせ先 福島県いわき建設事務所総務部総務グループ(福島県いわき市平字梅本十五番地)

二 入札及び開札の日時 平成十九年十一月二十一日(水)午後一時

三 入札及び開札の場所 福島県いわき合同庁舎南分庁舎三階大会議室(福島県いわき市平字梅本十五番地)

四 その他 郵便による入札は、不可とする。

五 入札保証金及び契約保証金

一 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項第一号及び第二号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する。

二 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

六 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県いわき建設事務所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

七 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示

八 その他
す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

- 1 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 3 契約書作成の要否 要
- 4 その他 詳細は、入札説明書による。

（いわき建設事務所総務部）

正 誤

ページ	段	行	正	誤
七二〇	下	後ろか ら一四	福島県中地方振興局長 佐藤 節 夫	福島県知事 佐藤 雄 平
七二二	上	九	更生手続開始の申立て	更正手続開始の申立て

○平成十九年十月二十六日付け定例第九百二十二号中

七二〇	下	後ろか ら一四	福島県中地方振興局長 佐藤 節 夫	福島県知事 佐藤 雄 平
七二二	上	九	更生手続開始の申立て	更正手続開始の申立て